

タイにおける奴隷制の廃止

石井 米雄

1. 1855年、ボウリング条約に調印して、17世紀末以来の孤立政策からの離脱を宣言したモンクット王(1851～1868)とかれの後継者は、近隣諸国を植民地と化しつつシャムに接近する西欧列強との対決のうちに、王国の政治的独立を全うするという重責をになうことになる。

シャムが先進諸国に伍して、主権国家としての地位を確保して行くためには、未開国との侮りを蒙らぬよう、欧米人の眼に非文明の指標と映ずるすべての制度・習慣をすみやかに除去し、シャムもまた文明(Siwilaj < civilized)国であると印象づける手続きが必要であった。シャムの伝統的な制度である「thâad制」は、かかる状況下において、消滅を迫られた制度のひとつである。

2. 「thâad 制」は、大方の欧米人観察者によって、*esclavage* (De la Loubère: 1691), *Slavery* (Bowring: 1857), *Sklaverei* (Bastian: 1867) として紹介されてきた。

thâad には、捕虜奴隷(thâad chàl^っj), 売買奴隷ないし債務奴隷(thâad sîn thâj) 家生奴隷(lu^うg thâad naj ryan bfa) の3種の別がある。このうち捕虜奴隷は、異民族であると共に官有奴隷であって、やゝ性格を異にし、またその数も少い。(46,000人 — Bowring; 1857) シャムの奴隷の大宗をなすのは債務奴隷と家生奴隷である。Pallegoixは、その数を、当時の人口(推定数C, 5,000,000人)の少く共3分の1と考え、Bowringは、もし華僑人口を除けば、この比率はさらに上昇すると推定している。

債務奴隷の大半は、債務者の妻、子、その他の身内である。(債務者自身の場合もあった)。かれらは負債の担当として債権者に身柄を引渡され、その労働は利子に充当された。しかしながら、かれらの生活条件が決して苛酷なものでなかったことは、諸家の意見の一致して認めるところであり、適当な担当物を持たぬ貧窮者にとって、債務奴隷制は、簡便な金融手段として重要な機能を果していた。奴隷の購入を意味する「chûaj khon maa pen thâad (人を奴隷として救う)」という表現は、この間の事情を裏書きしている。

3. 19世紀の中葉は、奴隷廃止運動が世界的規模において展開された時代であった。シャムの奴隷制がいかに穏健なものであろうとも、それが奴隷制として理解されるかぎり、後進性の指標であるとの非難を免れることはできなかった。1858年、モンクット王は、欧米諸国の保護民を「奴隷として救う」ことを禁じたが(Rama IV勅令集成 151, 1858), これは社会制度の根本的変改を行うことなしに、「条約」のもたらした新事態に対処するための必要最少限の措置であったと見られよう。

モンクト王は、開国の決断を下し、シャムの近代化の道を拓いたという点において、たしかに革進的ではあった。しかし王は生涯、旧秩序の枠組をくずそうとはしなかった。伝統的諸制度の新時代への適合性を吟味し、国家体制の積極的改造によって、植民地主義の攻勢に対抗しようとする思想は、次代のチュラロンコン王とかれの政府によって採用され、慎重に実行にうつされることとなったのである。

4. チュラロンコン王(1868～1910)は、奴隷制の存続が、シャムの将来によい結果をもたらさぬことを充分認識していた。同時にまた王は、奴隷制が他の社会的・経済的諸制度(賦役制度、奴隷と自由民の税負担の不均衡、公認トバク場の存在など)と緊密に関連し合っており、その単独廃止がきわめて困難であることも熟知していた。それにもかかわらず、かれの政治的地位がいまだ不安定であった1874年という時点において、他の改革に先がけて、性急に「奴隷解放宣言」を行ったのはいかなく理由にもとづくものであろうか。

この間に対する回答は、「解放宣言」の法律的表现である「奴隷および自由民の子の労働年限の制限にかんする法律」および「奴隷および自由民の子の労働年限にかんする布告」中に見出される。

6年を溯及しチュラロンコン王即位の年(1868)をもって、「奴隷解放の年」と定めたことは、新王の登位をもって新時代が始まったことを劇的に印象づけようとの意図を示すものであろう。法律の対象を、1868年以降に出生した者に限定したことは、奴隷所有者層および奴隷自身の既得権を尊重し、保守派の反撃を防止したものと考えられる。さらに、実際にこの法律が効果を発揮するのが、かれらが21才に達したとき、すなわち、最も早い場合でも、施行後14年後の1888年以降のことであるというのは、その間に、諸条件を整備するための準備期間をおいたものと考えられる。

1874年の「奴隷解放」は、この意味できわめて政治的色彩の濃厚な措置であった。チュラロンコン王は、近代化のジェスチュアとして、奴隷制廃止のもつ意義を高く評価し、これを、当時の未成熟な社会的・経済的条件の下で、もっとも効果的かつ円滑に実行しようとしたのである。奴隷制の全面禁止に着手できたのは、行政・経済・社会各方面よりの総合的改革がある段階に到達した1905年のことであった。

参考文献

- Lingat, R. : L'esclavage privé dans le vieux droit siamois. Paris, 1931.
Prachoom Chomchai: Chulalongkorn the Great. Tokyo, 1965.